

議案第 59 号

市川市小規模企業者経営安定化緊急対策利子補給条例の制定について

市川市小規模企業者経営安定化緊急対策利子補給条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 16 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市小規模企業者経営安定化緊急対策利子補給条例

( 目的 )

第 1 条 この条例は、原材料価格、仕入価格等の高騰による売上げの減少等により企業経営が悪化している経済状況にかんがみ、緊急保証制度資金の融資を受けた小規模企業者に対し、当該融資に係る利子の補給(以下「利子補給」という。)を行うことにより、小規模企業者の経営の安定に資することを目的とする。

( 定義 )

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する小規模企業者であって、市内に店舗、工場、事務所等を有するものをいう。
- (2) 緊急保証制度資金 法第 2 条第 4 項第 5 号の規定による認定を受けた者の資金繰りを支援するために金融機関から融資される資金であって千葉県信用保証協会が債務を保証するもののうち、平成 20 年 10 月 31

日から平成22年3月31日までの間に千葉県信用保証協会が債務の保証の申込みを受けたものをいう。

(利子補給対象者)

第3条 利子補給を受けることができる者は、緊急保証制度資金の融資を受けた小規模企業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第2条第4項第5号の規定による市長の認定を受けていること。
- (2) 市内で1年以上同一事業を継続して営んでいること。
- (3) 市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を完納していること。

(利子補給金の額等)

第4条 利子補給金の額は、融資契約(小規模企業者と金融機関との間で締結した緊急保証制度資金の融資に係る契約をいう。以下この項及び第9条第7号において同じ。)に基づき小規模企業者が融資を受けた緊急保証制度資金の元本の残高に応じ、当該融資契約において定められた融資の期間(その期間が5年を超えるときは、5年)のうち、最初の2年を経過する日までの間にあつては年2.1パーセント、その後3年を経過する日までの間にあつては年1.3パーセントの割合により算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 利子補給金の額の算定の対象となる緊急保証制度資金の額は、一の小規模企業者当たり1,000万円を限度とする。

3 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する割合が緊急保証制度資金の融資の利率を上回るときは、当該利率に相当する割合により利子補給金の額を算定するものとする。

4 前3項の規定は、既に融資を受けている緊急保証制度資金の借換えのために融資を受けた緊急保証制度資金については、適用しない。

(利子補給の申請)

第5条 利子補給を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければなら

ない。

( 利子補給の決定 )

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、利子補給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により利子補給の可否を決定したときは、前条の規定による申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

( 利子補給金の交付請求 )

第 7 条 前条第 1 項の規定により利子補給を可とする旨の決定を受けた者 ( 第 9 条において「利子補給決定者」という。 ) は、利子補給金の交付を受けようとするときは、市長に請求書を提出しなければならない。

( 利子補給金の交付 )

第 8 条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに、利子補給金を交付するものとする。

( 利子補給の停止等 )

第 9 条 市長は、利子補給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給を停止し、利子補給の決定を取り消し、又は利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 融資を受けた目的以外の用途に緊急保証制度資金を使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により緊急保証制度資金の融資又は利子補給を受けたとき。
- (3) 緊急保証制度資金を返済しないとき。
- (4) 市内に店舗、工場、事務所等を有しなくなったとき。
- (5) 市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を滞納したとき。
- (6) 利子補給の決定に際して付された条件に違反したとき。
- (7) 融資契約の解除があったとき。

( 委任 )

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

### ( 適用 )

- 2 この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日以後に小規模企業者が融資を受けた緊急保証制度資金について適用する。

### ( この条例の失効等 )

- 3 この条例は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成 2 2 年 3 月 3 1 日以前に千葉県信用保証協会が債務の保証の申込みを受けた緊急保証制度資金については、第 4 条から第 1 0 条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

## 理 由

原材料価格、仕入価格等の高騰による売上の減少等により企業経営が悪化している経済状況を踏まえ、小規模事業者の経営の安定に資するため、緊急保証制度資金の融資を受けた小規模事業者に対し、当該融資に係る利子補給を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。